

## 令和2年度 第3回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和2年6月10日（水）午後2時00分

2. 場 所：阿見町役場 3階 301会議室

3. 出席委員：農業委員 6名 農地利用最適化推進委員 2名

1番 藤 平 清 子 君

2番 小 泉 治 久 君

3番 柳 生 利 幸 君

5番 吉 田 和 嗣 君

7番 長谷川 義 洋 君

2番 吉 田 一 男 君

4番 小見川 清 君

10番 山 崎 久 司 君

4. 欠席委員：農業委員 4番 浅野敬司 君 6番 島田辰男 君 8番 横張清彦 君

9番 青山和泉 君

農地利用最適化推進委員

1番 渡邊 通 君 3番 山崎 明 君 5番 小松崎秀昭 君

6番 福岡みつ子 君 7番 諏訪原早苗 君 8番 野口 裕司 君

9番 栗 山 繁 君 10番 大塚 康夫 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

議案第5号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について  
（農地所有適格法人）

報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第3号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 水間 宗 君

7. 会議の概要

午後2時00分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は8名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、3番柳生利幸委員・5番吉田和嗣委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

#### <議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日5月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が8aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、離農の為で、所有権移転の売買となります。10aあたり〇〇円、営農計画は、栗、柿となっております。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。2番小泉治久委員お願いいたします。

2番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われまます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長： 譲渡人は、先月、田を所有権移転売買しています。相続しましたが、離農するようです。

議長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議長： 続いて、議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日5月21日、申請地は阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積は8a、用途は登記申請（地目変更）の為です。現況写真（非農地）、平成31年度課税証明、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。昭和51年5月1日に家屋が建築されていますが、地目変更はされていません。現在の利用状況は宅地となっております。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を5番吉田和嗣委員お願いいたします。

5番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。既に家屋が建築されております。その他については、砂利が敷きならされている状態であり、既に農地としての利用は困難な状況であり、今回の非農地証明の発行は

妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 議長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第2号 現況確認証明の発行について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

### <議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

- 議長： 続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

- 事務局： 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について  
整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が19a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑、5年の再設定です。  
整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が22a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。  
整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が11a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。  
整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が23a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑、10年の新規設定です。  
整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が10a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。  
整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、7筆、面積合計が54a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。  
整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、4筆、面積が31a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の再設定です。  
整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が17a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3年の新規設定です。  
整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が29a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、4年の新規設定です。  
整理番号10番は、取下げとなりました。  
整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が38a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、4年の新規設定です。

- 議長： 説明は以上です。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
1番： 整理番号8番、何を作付けするのでしょうか、また、農機具はあるのでしょうか。  
事務局： 新規参入で、つくば市にあるOA機器の会社です。農業部門が新規開設となり、3月から相談を受けていました。小松菜を生産予定で、知識、農具もありませんので、小松菜の生産農家を紹介し指導を受けながら進めていきます。今後、農機具を購入予定です。  
会長： 整理番号9番、11番の借り手、先月に引き続き、今月も設定が出ていますが、耕作状況はどうなっていますか。  
推4番： 先月に設定された、田、6筆、荒廃していましたが、篠を根まで抜いて、回送車でトラクターを運搬してきて、耕し、稲の苗を植付けてあります。畑、4筆もきれいに耕し、肥料をふっていました。

会長： 荒廃農地の解消は良いことです。進めるのはいいですが、念のため、トラクターの保管場所、稲の苗の入手方法、稲刈りはどうするのか、農機具等の確認をした方がいいですね。

事務局： 借り手は、法人化して、農地を購入したいと話していました。所有権移転となると、従農者が中国の方なので、ビザの関係もあり、慎重な審査が必要だと思います。今後、動向をみていきたいと思います。

議長： 他、質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

整理番号1番2番、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が19a、10年の賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、貸し手1名、借り手、茨城県農林振興公社、担い手1名です。

整理番号3番から5番、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が22a、10年の賃貸借の利用権でございます。1筆、面積が50aの内30a、10年の使用貸借の利用権でございます。利用権の内容はさつま芋で、貸し手2名、借り手、茨城県農林振興公社、担い手1名です。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <議案第5号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について（農地所有適格法人）>

議長： 続いて、議案第5号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行（農地所有適格法人）についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行（農地所有適格法人）について

整理番号1番、申請日5月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が135a、現在、競売にかけられている農地であります。願出人は、株式会社〇〇、所有農地面積は148a、そのうち、現状経営している面積は55a、イチゴ、ブルーベリーを栽培しています。農機具の保有状況は、トラクター1台、軽自動車1台であります。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。3番柳生利幸委員お願いいたします。

3番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。経営している農地には、イチゴ、ブルーベリーが栽培されており、耕作するための農機具を要していることも確認がとれております。よって、買受適格証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局： 補足ですが、木質チップを燃やし、ガスを発生させ、バイオマス発電を行い、イチゴハウスに利用しているようです。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第5号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって買受適格証明を発行することを決定いたします。

#### <報告事項>

議 長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事務局： 報告事項  
1、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について  
2、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
3、農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。  
令和2年6月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は5件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第1号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は1件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第2号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について、案件は1件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

① 今後の予定

- 6月30日（火） 茨城県農業委員会総会
- 7月 6日（月） 茨城県農業委員会女性協議会役員会
- 7月 7日（火） 農業再生協議会
- 7月上旬から中旬 農業体験 じゃがいも堀

② 現地調査及び総会の予定

- 7月現地調査 7月 9日（木） 当番農委 6番島田辰男委員  
当番農委 7番長谷川義洋委員
- 7月定例総会 7月10日（金） 午後2時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 2時45分 閉会

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印